



MOU連絡会

令和5年2月

門司税関 監視部 保税地域監督官



第2部 保稅研修

内容

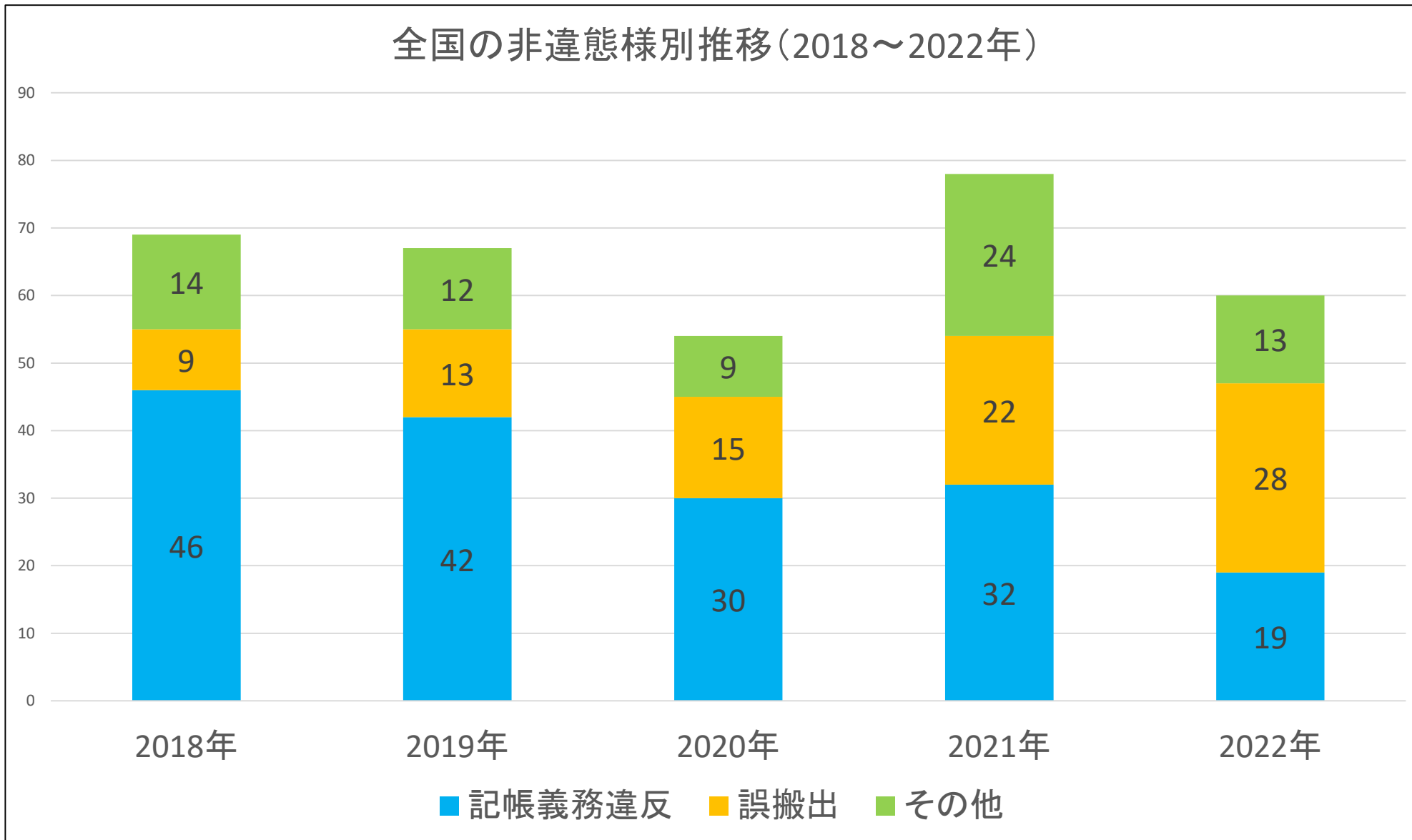
- 1 全国・門司管内における非違発生状況
- 2 個別非違事例の説明
- 3 適正な貨物管理のために
- 4 本日のまとめ



第2部 保税研修

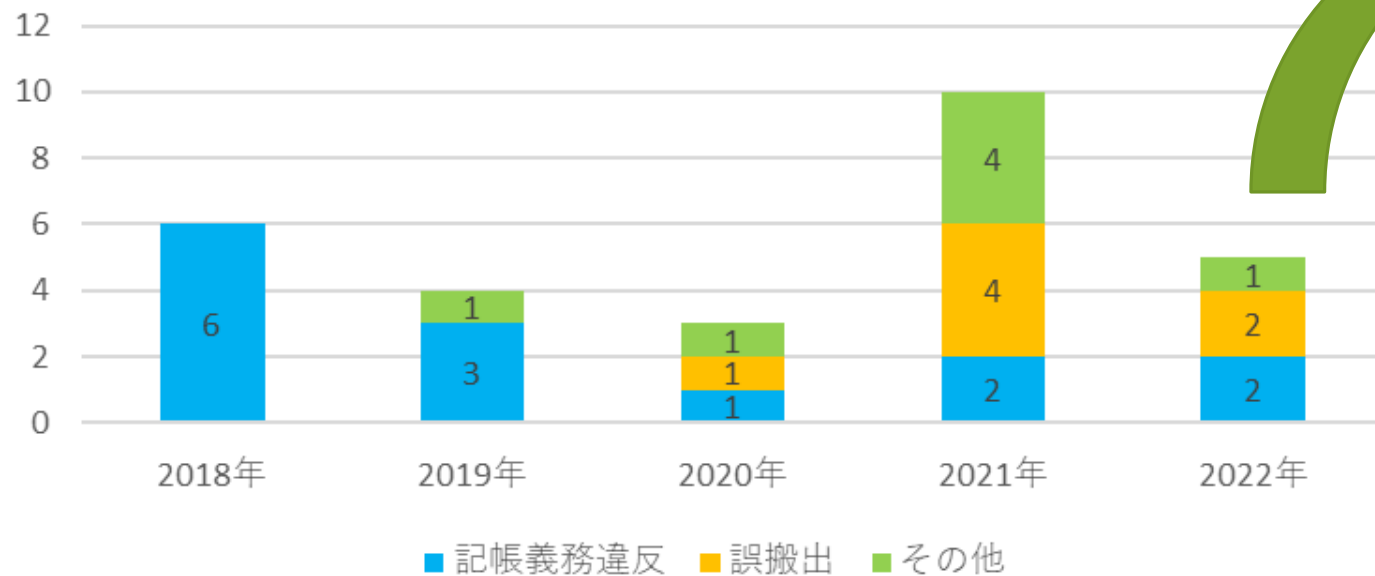
内容

1 全国・門司管内における非違発生状況





門司管内における非違態様別推移
(2018年～2022年)



- 非違の具体的内容(2022年)**
- 見本持出確認登録(MHO業務)漏れ
 - 搬入未記帳
 - 包括見本持出許可期間を超過し、見本持出外貨を通関済と誤認して搬出
 - 蔵入承認延長漏れ



第2部 保稅研修

内容

2 個別非違事例の説明



記帳義務(関税法第34条の2)

注意: 法令は主に説明に必要な箇所を記載しております。

保税地域(保税工場及び保税展示場を除く。)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※保税工場・保税展示場の記帳義務については、別途規定(法第61条の3及び法第62条の7)

記帳項目(関令第29条の2第1項)(指定保税地域・保税蔵置場)

- ① 搬入された貨物の**記号、番号、品名、数量、搬入年月日**及び積載船舶名等
- ② 取扱いを行った貨物の記号、番号、品名、数量、行為の種類及び年月日等
- ③ 蔵入承認年月日及び承認書の番号
- ④ 輸入許可を受けた貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日及び許可番号
- ⑤ 輸入許可前引取承認を受けた貨物の記号、番号、品名、数量、承認年月日及び承認番号
- ⑥ 見本の一時持出許可を受けた貨物の記号、番号、品名、数量、許可期間、持出先、持出年月日
- ⑦ 搬出された貨物の**記号、番号、品名、数量、搬出年月日**及び積載船舶名等

事例① 貨物取り違えによる誤搬出(誤記帳)の非違

【非違概要】

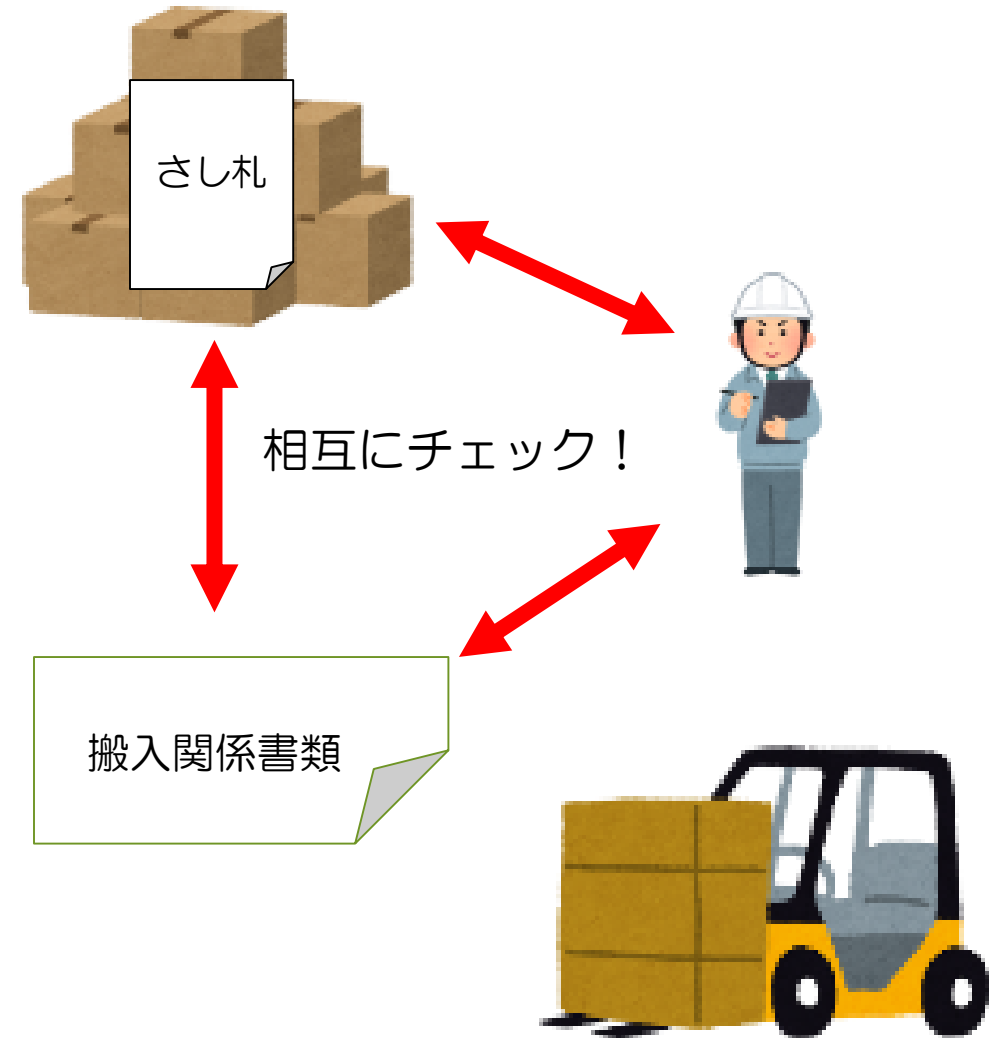
混載貨物を仕分けした際に仕分票(さし札)を取り違えて貼付し、輸入許可を受けた貨物を搬出する際に仕分票のみ確認して搬出したことから、輸入許可未済の貨物を輸入許可済み貨物と誤認して誤搬出し、保税台帳について誤記帳となったもの。

A small yellow Pikachu character is positioned behind a wooden signpost.

Point!

- ・搬出入時に、外装、個数、書類等の基本の確認を行っていますか？
- ・社内管理規定(CP)に基づく動作(二重チェック等)を確実にしていますか？

- CPと実際作業手順に齟齬が発生していないか、定期的に見直しを行ってください。
→CPを変更した際は税関にも提出してください
- 現場で作業を行っている方にも外国貨物を扱っていること及び搬出入時のチェック方法について確実に伝えてください。
- 誰でも分かる作業手順書の作成が有効です。





見本の一時的持出(関税法第32条)

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

見本の一時的持出しに係る包括許可の手続等 (関税法基本通達32-4)

見本の一時的持出しに係る包括許可(以下この項において「包括許可」という。)の手続等については、次による。

(1) 包括許可の手続

ハ 当該許可の期間は、原則として1年とする。

ニ 下記(2)のハにより許可書の返納を受けたときは、当該許可に係る見本の一時的持出しの事績を確認し、所要の措置を講じる。

(2) 包括許可を受けた者における事務処理

イ 許可書の提示包括許可を受けた者が見本の一時的持出し又は戻入れを行う場合は、・・・「確認欄」に一時的持出し又は戻入れの年月日及び数量を記載のうえ、当該許可書を指定保税地域及び総合保税地域にあっては貨物を管理する者、その他の保税地域にあってはその被許可者(以下「倉主等」という。)に提示し、その確認を受けさせるものとする。

事例② 包括見本持出許可期間経過に係る非違

【非違概要】

包括見本持出許可期間を超過しているにも関わらず保税蔵置場から見本持出を行った旨の報告を受け、調査した結果、包括見本許可期間を超過しているにも関わらず、保税業務担当者が見本持出を行ったものであった。

A small yellow Pikachu character is positioned behind a wooden signpost.

Point!

- ・一時持出日等を記載する際に、許可期間も確認していますか？
- ・担当者1名に任せきりになっていませんか？



包括許可の期間を付箋等に記載し、貼りつけておくのも有効

- 見本持出時に複数の目で確認する
- 包括で許可された申請は、期間が数か月から1年等長期にわたる場合が多いので、スケジュール表にアラーム設定するのも有効
- スケジュール等の管理について、担当者1名でなく複数で管理する

(裏面)

確認欄

一時持出 年 月 日	数 量	倉主等 確認欄	戻入れ又は輸 入許可年月日	数量又は輸入 許 可 番 号	倉主等 確認欄



外国貨物を置くことができる期間(関税法第43条の2)

- 1 保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を**最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から二年**とする。
- 2 税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、必要な期間を指定して前項の期間を延長することができる。

外国貨物の蔵置期間の取扱い(関税法基本通達43の2-1)

- (3) 保税蔵置場に置くことの承認を受けた外国貨物が、2以上の保税蔵置場 又は保税蔵置場以外の保税地域に置かれることとなった場合における当該貨物の蔵置期間は、**最初に保税蔵置場に置くことを承認した日以降、当該 2以上の保税蔵置場に蔵置していた期間を合算するものとする。**

事例③ 保税蔵置場に置くことができる期間の経過による非違

【非違概要】

マニュアル台帳で管理している蔵入承認貨物について、蔵置期間の延長申請を失念し、蔵入承認の日から2年を経過して蔵置していたもの

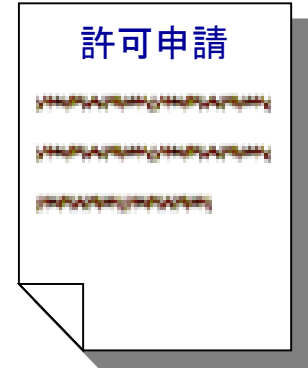
A yellow sign with the word "Point!" written in red, mounted on a wooden post. A small yellow dog is visible behind the sign.

Point!

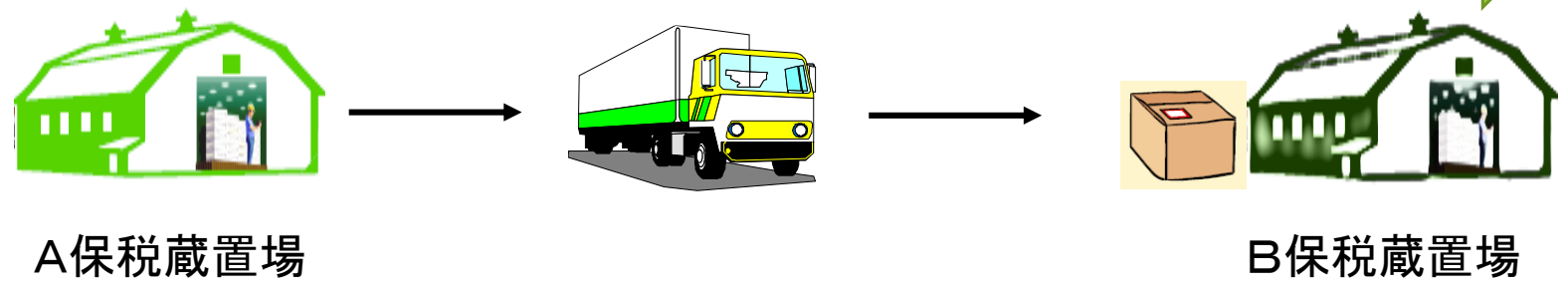
- ・担当者1名に任せきりになっていませんか？
- ・棚卸時に蔵置期間も確認していますか？
- ・蔵置期間の取扱いについて把握していますか？



- スケジュール表にアラーム設定するもの有効
- スケジュール等の管理について、担当者1名でなく複数で管理する
- 棚卸時に蔵置期間も併せて確認する（特にマニュアル管理貨物）



最初に蔵入承認を受けてから2年間（通算2年）



A保税蔵置場での蔵入承認日から2年間のカウントが始まる。



貨物の収容能力の増減等(関税法第44条第1項)

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転**その他の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。**

届出を要しない改築移転その他の工事(関税法基本通達44-3)

法第44条第1項《貨物の収容能力の増減等の届出》に規定する改築、移転その他の工事が行われる場合において、その工事の内容が**単なる補修工事**又はこれに類するものであつて、その工事による保税蔵置場の**現状の変更が軽微**なものであり、かつ、それにより保税蔵置場の**面積に変更がない**ときは、同項の規定による届出を要しないものとする。

➡ 届出の要否について判断が難しい場合は、早めに税関に連絡してください。

事例④ 事前に税関に届出ることなく保税地域の工事を行った非違

【非違概要】

A社蔵置場において、床面老朽化により、床面の一部について補修工事を行うこととなった。

工事の発注は施設課が行うが、床面の一部の工事のため特に保税地域の使用に影響がないと考え、保税業務担当者が所属する物流課には工事の連絡を行わなかった。

後日、工事の届出を提出しないまま工事を行っていたことが判明した。

A small yellow Pikachu character is positioned behind a wooden signpost.

Point!

・土地・建物の工事にあたり、関係法令確認事項に関税法は含まれていますか？

～税関仮置場～ 保税工場制度の先駆け

税関仮置場

外国貨物を輸入する際にかかる税金（関税）を保留した状態で、貨物に加工を施して外国に積戻しすることができる場所のことである。

貨物を加工して輸出すれば、保留していた関税はかからず、加工貿易を得意とした戦後日本を支えた「保税工場制度」の先駆けである。

門司税関仮置場は、明治 43 年（1910）2 月、大里町笠松に初めて設置された。

（10,650 坪）

《認許された作業内容例》

・食塩

外国塩を移入れ粉碎器により結晶を破壊し、改装して露領沿海州その他へ積戻すこと（漁業用）

・赤白油

樟脳油（「しょうのう」を分離した後の液体）を精製して生じた赤白油（防虫剤・殺虫剤・香料などの原料）を煮沸混合して改装し積戻すこと



2代目庁舎（現在の旧門司税関）



第2部 保税研修

内容

3 適正な貨物管理のために

- ・留意すべき事項
- ・社内教育の重要性
- ・内部監査の必要性



区分	留意すべき事項
搬入関係	<ul style="list-style-type: none"> • 貨物搬入時、貨物管理担当者の立会い • 貨物搬入関係書類・貨物外装・貨物数量等の確実な対査
蔵置関係	<ul style="list-style-type: none"> • 貨物取扱の内容（内容点検、改装仕分等）の記帳 • さし札等で外国貨物と判別できるように確実な表示名
見本持出	<ul style="list-style-type: none"> • 持出貨物と許可書記載内容の対査 • 許可期間の確認 • MHO未送信による未記帳
搬出関係	<ul style="list-style-type: none"> • 貨物搬出時、貨物管理担当者の立会い • 貨物搬出関係書類・貨物外装・貨物数量等の確実な対査

左の表は、主に留意すべき事項の一部をまとめたものです。
 「ダブルチェックの実施」
 「担当者への意識付け」
 等対策を講じておきましょう。



社内教育の重要性

- 保税業務を適切に行ううえで、社内教育は大変重要
- 被許可者の役員、従業者のみならず、業務委託先の役員、従業員に対しても同等の教育を行うことが重要
- 定期的に社内教育を実施することで、個人や部門単位はもちろん、社としても意識向上が図られることで、非違等を未然に防ぐ

社内教育を疎かにすると…

↳ 保税業務の認識が希薄 ⇒ 適正な貨物管理の履行に影響



非違の発生



搬入停止等の処分

社内管理規定の整備(関税法基本通達34の2-9)

(6) 教育訓練についての体制の整備

倉主等が法人である場合は、当該法人におけるすべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続きを理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

また、倉主等が**保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても**上記に準じた教育、訓練を行う体制を整備する。

社内教育を実施するにあたって



社内教育は、勉強会を実施したり、講習会に参加する等、さまざまな方法がありますが、各事業者において、有効な教育訓練を計画的に実施願います。

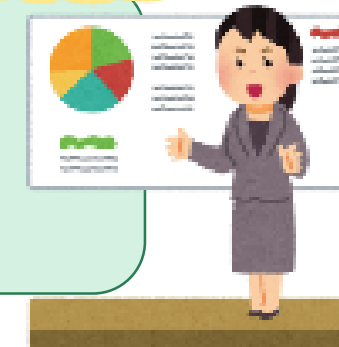
★保税制度や法令関係ならば…

- ☞ 研修会等に参加し、社内で二次研修を実施する。
- ☞ 関連資料を活用する。

これまで社内において入手している関連資料等を活用して研修を行う。

※なお、税関や関税協会保税部会から周知事項があれば、必ず社内周知してください。

講習会



★日常業務に関することであれば…

- ☞ 始業時や定例のミーティングなどを利用して、情報共有する。

⇒ ヒヤリとした事例が起こったとき

当事者だけが「助かった…」で済ますのではなく、ミーティング等で注意喚起するなどして、共通認識を持ちましょう。

⇒ 対処法などを税関やNACCSセンターに相談したとき

些細な相談であっても、記録として残したり、ミーティング等で周知しましょう。

※CPの手順書に加え、相談や対処事例等のハンドブックを作るなどもひとつの方法です。

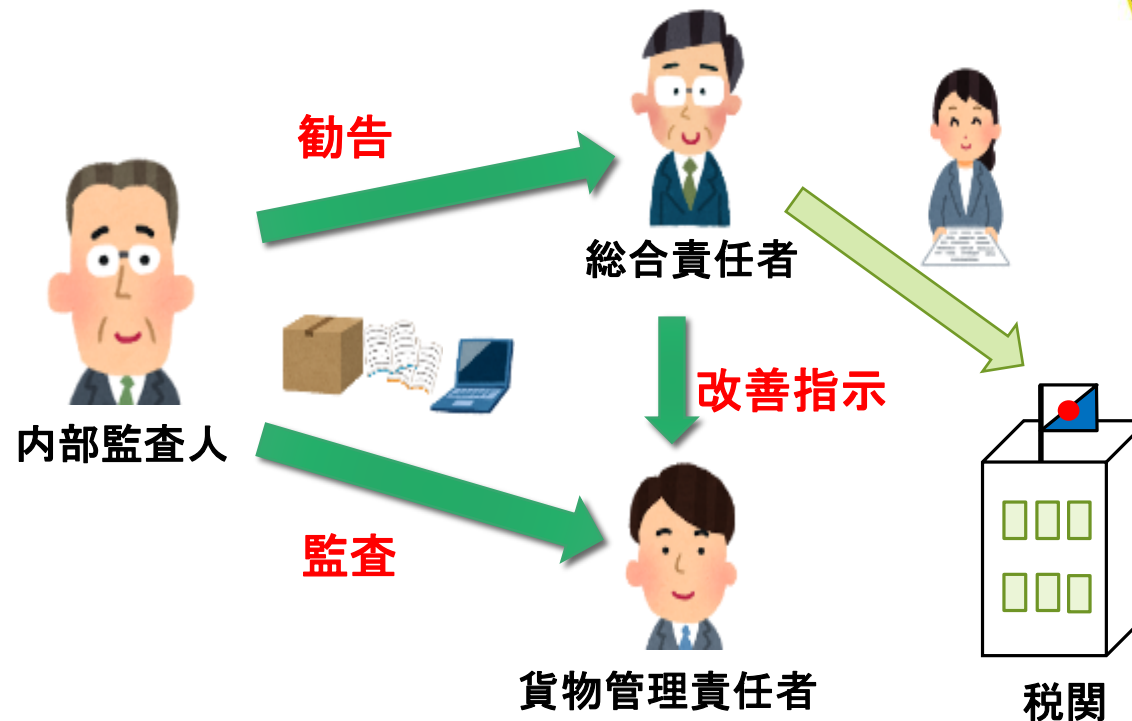
内部監査の必要性



被許可者の従業員ではあるが、主要な従業者（総合責任者・貨物管理責任者等）とは別であるべき。

内部監査人は、

- 会社法でいう「監査役」等である必要はないが、
- 十分な保税業務の知識を有し、公正かつ客観的に職責を果たせることが求められます。



社内管理規定の整備（関税法基本通達34の2-9）

（7）評価・監査制度の整備

蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的な評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。





非違等の防止

非違発生原因として、CPの遵守が徹底されていないことが多い。非違が発生する前に、内部監査で改善点を見つけ、改善に取り組むことが重要！

非違等の早期発見

万が一内部監査で非違事実が発覚した場合、自ら税関にその事実を申し出ることによって、税関が保税業務検査等で非違があった事実を発見した場合と比べて、処分の基準となる「処分点数」が軽くなる（合計点数から1/2の減算）場合があります。

また、早期の発見により改善策が講じやすくなるほか、改善策を速やかに実行することで、処分の基準となる「処分点数」がさらに軽くなる場合（合計点数から10点の減算）があります。

内部監査人のみなさまへ



企業のシステムが健全に機能しているかを管理・コントロールすることは、健全な経営を確保するうえで重要な鍵となるコーポレートガバナンス（企業統治）において非常に重要です。

形式的なものではなく、必ず実態を確認し、内容のある監査をお願いいたします。



第2部 保税研修

内容

4 本日のまとめ



保税地域における非違状況

全国で類似の非違が毎年繰り返されている。

- ☞ 記帳義務違反、誤搬出、その他 → 怠惰によるもの
- 社内管理規定（CP）の遵守 → 基本動作の徹底を！

個別非違事例の説明

今回紹介した事例をもとに、非違が起こらない、起こりにくい仕組み・改善策の検討を！

適正な貨物管理のために

管理者、実務担当者、内部監査人が、役割を適切に果たすことで適正な貨物管理を行うことができる！

- ☞ 教育訓練 → 被許可者の役員、従業者のみならず、業務委託先の役員、従業員に対して！定期的に！
- ☞ 内部監査 → 形式的なものではなく、必ず実態を確認し、内容のある監査を！

ご清聴ありがとうございました



門司税関ご当地カスタム君